

脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日
商工観光労働部企業振興課

（趣旨）

第 1 条 県は、「2025 年ゼロカーボン社会づくり」の実現のため、今後大規模な投資が見込まれる脱炭素市場を想定した新事業・新技術開発を推進し、県内における新エネルギーを活用した脱炭素関連産業の振興を図るため、予算で定めるところにより、新エネルギーの活用拡大に資する研究開発を行う事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県内の工場又は事業所における技術開発成果の事業化を計画する事業者であること。
- （2） 県税に未納がないこと。
- （3） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （4） 構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （5） その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率等）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 法人登記簿謄本又は住民票
- (2) 定款、寄附行為又は個人事業の開廃業等届出書控の写し等
- (3) 直近2期分の決算関係書類
- (4) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (5) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (6) 第2条第4号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。以下同じ。)が完了した日の属する年度の終了後10年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減少となる変更
- (2) 収支予算書の経費区分(大区分)ごとの補助対象経費における20パーセント以内の変更
- (3) 実施時期の変更など補助事業の目的達成に支障のない事業内容の変更

(変更承認申請書等)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延報告書(別記様式第7号)

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書(別記様式第8号)を添えて、当該年度の12月10日までに知事に提出することによって行わなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

- 2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第11号)
- (2) 収支決算書(別記様式第12号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等相当額報告書(別記様式第13号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限及び収入の納付)

第 13 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号の規定により知事が定める財産の種類は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械装置又は工具器具とする。

2 補助事業者は、前項の財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第 14 号）を知事に提出し、規則第 21 条第 1 項の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、脱炭素化技術研究開発支援事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る脱炭素化技術研究開発支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る脱炭素化技術研究開発支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象事業	対象経費	補助限度額	補助率
事業可能性調査 (F/S)	1 物品費 (1) 設備備品費 本事業の実施に必要な機械装置、工具器具の購入、製作、改良又はその据付、修繕等に要する経費 (2) 消耗品費 本事業の実施に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費 2 謝金 アドバイザーや外部の有識者による技術指導に対する謝金に要する経費 3 旅費	200万円	10/10以内
研究開発 (R&D)	4 その他 (1) 外注費 原材料等の再加工、設計、分析、試験、調査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費 (2) 通信運搬費 (3) 光熱水費 (4) その他（諸経費） ア マーケティング調査費 イ 賃貸借費及び使用料 ウ その他知事が特に必要と認める経費	700万円	
実用化研究	5 研究連携費 共同研究グループ内の大学等研究機関、代表事業者以外の企業との連携に要する経費		2/3以内

様式第1号（第5条関係）

1 事業区分（該当するものに○をつけること）

- ## 2 事業のテーマ

3 事業実施期間

4 実施計画

- | |
|--|
| |
|--|

- | |
|--|
| |
|--|

- | 目標、課題、課題を解決するためのサブテーマ及びその詳細など |
|-------------------------------|
| |

- [illegible]

(4) 体制

概要（サブテーマごとに各構成機関の役割、利用する連携先の技術シーズ、連携の必要性、連携の内容等を記載すること）

	名称（所在地）	所属・職名	氏名	役割・担当
事業者				
研究機関				
その他				

5 事業終了後の事業化計画

（計画の内容、目標時期、スケジュール、実施体制など）

収 支 予 算 書

1 収入

(単位：円)

収 入 区 分	収 入 細 区 分	収 入 額
補助金	脱炭素化技術研究開発支援事業補助金	
その他		
計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負 担 区 分		備 考
			補助事業者	交付申請額	
物品費					
謝金					
旅費					
その他					
研究連携費 ※共同研究グループを構成する場合					
計					

注1) 「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。

注2) 支出の積算内訳は別紙「支出内訳書」に記入すること。

支 出 内 訳 書

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	補助金交付 申請額(円)	備 考	
大区分	小区分									
物品費	設備備品費									
		計								
	消耗品費									
		計								
小 計										
謝金										
	小 計									
旅費										
小 計										
その他	外注費									
	計									
	通信運搬費									
	計									
	光熱水費									
	計									
	諸経費									
計										
小 計										
研究連携費										
	小 計									
合 計										

注）補助金交付申請額は、合計金額に補助率を乗じ、千円未満切捨てとすること。

研究連携費内訳書

連携先 []

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	備 考
大区分	小区分							
物品費	設備備品							
		計						
	消耗品費							
		計						
	小 計							
謝金	外注							
	小 計							
旅費								
	小 計							
その他	外注費							
		計						
	通信運搬費							
		計						
	光熱水費							
		計						
	諸経費							
		計						
小 計								
間接経費								
	小 計							
合 計								

注) 「研究連携費」を補助対象として申請する場合は、連携先ごとに作成すること。

文 書 番 号
年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

（1）特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

（2）特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

（3）開始誓約

□ 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

誓 約 書

私は、 年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

☐ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担区分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要する経費		補助対象経費		負 担 区 分				備考
					補助事業者		交付申請額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
物品費									
謝金									
旅費									
その他									
研究連携費 ※共同研究グループを構成する場合									
計									

注 1) 「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。
注 2) 支出の積算内訳は別紙「支出内訳書」に記入すること。

様式第 5 号（別紙 1）

支 出 内 訳 書

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備 考
大区分	小区分								
物品費	設備備品費								
		計							
	消耗品費								
		計							
	小 計								
	謝金								
小 計									
旅費									
	小 計								
その他	外注費								
		計							
	通信運搬								
		計							
	光熱水								
		計							
	諸経費								
		計							
	小 計								
	研究連携								
小 計									
合 計									

注 1）補助金交付申請額は、合計金額に補助率を乗じ、千円未満切捨てとすること。

注 2）変更箇所は朱書きで記入すること。

研 究 連 携 費 内 訳 書

連携先 []

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	備 考
大区分	小区分							
物品費	設備 備品							
		計						
	消耗品費							
		計						
	小 計							
謝金	外注							
	小 計							
旅費								
	小 計							
その他	外注費							
		計						
	通信運搬費							
		計						
	光熱水費							
		計						
	諸経費							
		計						
小 計								
間接経費								
	小 計							
合 計								

注) 「研究連携費」を補助対象として申請する場合は、連携先ごとに作成すること。

様式第6号 (第9条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事

殿

住所	
名称	
代表者氏名	

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る補助事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け ー 号で交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり事故があったので、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進ちょく状況
- 2 これまでに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

補助事業実施状況書

1 補助事業の遂行状況（ 年11月30日現在）

2 補助対象経費の支出状況（ 年11月30日現在）

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	支出済額	進捗率	摘要
物品費				%	
謝金				%	
旅費				%	
その他				%	
研究連携費 ※共同研究グループを構成する場合				%	
計					

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金精算払請求書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第11条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円也
- 2 補助金の確定額 金 円也
- 3 概算払受領済額 金 円也
- 4 今 回 請 求 額 金 円也

5 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 金庫・その他 支店
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

担当者氏名	
連絡先	
メールアドレス	

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け ー で交付決定のあった標記補助事業について、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円也
- 2 概算払受領済額 金 円也
- 3 今 回 請 求 額 金 円也
- 4 残 額 金 円也
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 金庫・その他 支店
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

担当者氏名	
連絡先	
メールアドレス	

事業実績書

1 事業の経過

(1) 実施期間

開始 年 月 日 ～ 終了 年 月 日

(2) 実施体制

	名称（所在地）	所属・職名	氏名	役割・担当

(3) 実施日程

サブテーマ名 （実施地）	年									年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2 事業の実績

サブテーマごとの実績詳細（図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。）

3 事業終了後の事業化計画

時期、課題、今後の事業展開の方向性、スケジュール、実施体制など

収 支 決 算 書

1 収入

(単位：円)

収 入 区 分	収 入 細 区 分	収 入 額
補助金	脱炭素化技術研究開発支援事業補助金	
その他		
計		

2 支出

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要した経費	補助対象経費	負 担 区 分		備 考
			補助事業者	交付申請額	
物品費					
謝金					
旅費					
その他					
研究連携費 ※共同研究グループを構成する場合					
計					

注1) 「補助対象経費」及び「負担区分」欄は、税抜きの金額を記入すること。

注2) 支出の積算内訳は別紙「支出内訳書」に記入すること。

支 出 内 訳 書

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	補助金交付 申請額(円)	備 考		
大区分	小区分										
物品費	設備備品費										
		計									
	消耗品費										
		計									
	小 計										
	謝金										
小 計											
旅費											
	小 計										
その他	外注費										
		計									
	通信運搬費										
		計									
	光熱水費										
		計									
	諸経費										
		計									
	小 計										
	研究連携費										
小 計											
合 計											

注) 補助金交付申請額は、合計金額に補助率を乗じ、千円未満切捨てとすること。

研究連携費内訳書

連携先 []

経費区分		内 容	単 位	数 量	単価(円)	補助事業に 要する経費(円)	補助対象 経費(円)	備 考
大区分	小区分							
物品費	設備備品							
		計						
	消耗品費							
		計						
	小 計							
謝金	外注							
	小 計							
旅費								
	小 計							
その他	外注費							
		計						
	通信運搬費							
		計						
	光熱水費							
		計						
	諸経費							
		計						
小 計								
間接経費								
	小 計							
合 計								

注) 「研究連携費」を補助対象として申請する場合は、連携先ごとに作成すること。

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け ー により交付決定通知のあった脱炭素化技術研究開発支援事業補助金について脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け ー による確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、当該補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、申請します。

記

1 処分しようとする財産

財産名	規格	数量	取得価格 時価	取得年月日	保管場所

2 処分の理由

3 処分の方法及び時期